多大な被害を受けました。今後も、 診断士派遣事業」を実施します。ご希望の方は、 をお持ちの方もたくさんいることと思います。 このようなことから、お住まいの建物に、不安 の発生による災害の危険性が指摘されています。 抽選となる場合があります。 応募要件をご確認の上、必要書類を添えてお申 し込みください。なお、申し込み多数の場合は そのため、 東日本大震災では、 市では、今年度も「木造住宅耐震 **した。今後も、大きな地震市でも家屋や道路などに** 

# 【応募要件(対象となる住宅)】

①市内に存する木造住宅で、昭 認を受け、建築された住宅 和56年5月31日以前に建築確

②2階建て以下の住宅で、延べ 店舗などの併用住宅は、 床面積が30平方メートル以上。 全体の2分の1以上が住宅と して使用されていること 建物

④所有者は、市に住民登録があ ③過去にこの制度の耐震診断を 受けていないこと 市税などを滞納していな

> いこと(実施決定時点で確認 します)

### になりません。 **※ただし、次の構造方法は該当**

か特殊なもの ンクリート混構造など、 法・丸太組構法・鉄骨、 枠組壁構法・木質プレハブ構 そのほ 鉄筋コ

### (申請について)

表者)であることが確認できる 押印の上、対象住宅の建築年度 と所有者(共有の場合はその代 「申請書」に、必要事項を記入、

りますので、ご了承ください。 ダウンロードできます。 ※申請書はホームページからも

### 【申込期間

6月8日月~7月31日金

#### 【申込先】

指導係 谷和原庁舎都市計画課 建築

#### 【決定】

9 30 日 冰 (予定)

しています。 ※診断の実施は、 11月頃を予定

### が決まったら 診断の実施(現地調査

3. 内部調査

図面が必要となります。現地調 にその旨をご記入ください。 設計図面がない場合は、申請書 査までにご用意ください。また、 耐震診断には、ご自宅の設計

### 【耐震診断の内容】

築防災協会が定める「一般診断 この診断は、財団法人日本建

持ちください。応募要件につい 登記簿など)を添えて、直接お 書類(固定資産税の納入通知書、 書類をご用意いただくことにな て、確認できない場合は、別途 施します。 法」に基づき、 ○雨漏り、白アリ、 ど、建物の生い立ちや不具合、 聞き取り調査 次の要領にて実 床、 建具な

2. 外部調査

○地盤の健全性・擁壁などの敷 します。 地の状況を、 目視により確認

○基礎形式および地盤から上部 クラック(ひび)の状況など を外部から確認します。 の基礎立ち上りや沈下状況、

○屋根の棟や瓦などのずれ、 ○外壁仕上げ材によるクラック れ、欠落などの状況を確認し の有無などを確認します。 状況、また増改築による変更

○1階・2階の内壁などの仕様 を確認します。 ビなどの状況、 水浸み痕、はがれ、亀裂、 床の傾斜など カ

○1階・2階の押入れなどから 確認します。 材・柱仕口部分などの状況を 天井裏、耐力壁まわり、横架

を一度出しておいてください。 裏を確認するので、 ※1階・2階の押入れから天井 内部のもの

## 既にご建意ください 質な影者による

建物の経歴についてお聞きし 紛らわしい勧誘があった時に 診断や耐震改修工事を勧誘する 活センターへご連絡ください。 り、電話をかけるなどして耐震 ことはありません。業者による 市では、突然お宅に訪問した 都市計画課または市消費生

床下調査

○基礎の亀裂や床下部材に腐朽 どを確認します。 れ、アンカーボルトの有無な アリ害があるかや、土台のず

宜判断し、評価します。 ※目視による調査が不可能な場 建物ができた時期から適

■目視・非破壊にて検査を行い

撮影させていただきます。 で、建物(外部・内部など) 会のもとで行います。 ■所有者などの承諾を得た上 ■現場調査は、所有者などの立 を

すが、半日程度となります。 の規模、図面の有無にもよりま ■現場調査の所要時間は、 ■結果は後日「報告書」にて通

問 -2 1 1 谷和原庁舎都市計画課 (内線8163

知します。